



**区社協からの
お知らせ**

**日常生活自立支援事業
「生活支援員」を募集!**

～高齢者や障害のある方が、安心して生活するためのお手伝い～

◎ 下京区社会福祉協議会
(☎361・1881)

「生活支援員」養成研修

日時 7月27日(火)、29日(木)、
8月3日(火)
いずれも13時30分～16時15分

場所 ひと・まち交流館京都 大会議室
(河原町五条下る東側)

費用 無料

申込み 7月13日(火)までに
電話または窓口で

下京区社会福祉協議会では、高齢の方や障害のある方などの地域生活を支援する「日常生活自立支援事業」を実施しています。この度、本事業で活動する「生活支援員」を募集します。ぜひ、あなたの力を貸してください。

生活支援員とは?
研修受講や登録には要件があります。詳しい内容は、お問い合わせください。

利用者の自宅などを月1～4回程度訪問し、福祉サービスに関する助言や、日常的な金銭管理、郵便物管理などを行います。(登録制の臨時職員)

めざせ!食品ロスゼロ

夏休み子どもエコ食教室

夏休みの機会に、食と環境について学んでみませんか?食品ロスの現状を知り、環境に優しい食生活について一緒に考えてみましょう!

日時 8月4日(水)10時～10時40分(受付9時45分)

場所 区役所2階多目的ホール

内容 講話「食品ロスについて考えてみよう!」

対象 区内在住の小学4～6年生

定員 12名(先着順)

費用 無料

持ち物 筆記用具、マスク

申込み 7月1日(木)から電話または区役所2階26番窓口にて

※保護者の方が送迎をお願いします。保護者の方も一緒に参加される場合は、申込時にお申し出ください。
※当日は検温をしてお越しください。発熱などの風邪症状がある方は、ご参加いただけません。

◎ 健康長寿推進課健康長寿推進担当(☎371・7292)

**イベントに給水機を
設置しませんか?**

ペットボトルなどのプラスチックごみを削減するため、マイボトルに給水できるイベント用給水機が新たに登場。設置費用は無料で、イベント中は給水スタッフが常駐するため、主催者の負担が少なく給水機を設置していただけます。

対象イベント

- 市内に活動拠点のある自治会・町内会、NPO、学校、企業などの団体が主催する、
- 市内で開催されるイベントなどで、
- 500人以上の来場者が見込まれるもの

費用 設置費用無料(水道・電気料金は主催者負担)

申込み イベント開催日の3カ月前から1カ月前までに電話または区役所1階下京エコマチステーション窓口にて
※イベントなどの開催については、新型コロナウイルスの感染状況に応じて判断ください。

◎ 下京エコマチステーション(☎36・0186)

市・府民税の納税通知書を送付します

令和3年度の市・府民税が課税される方には、6月10日付で納税通知書を送付しています。

◎対象
納付書または口座振替、公的年金からの引き落としで市・府民税を納めていた方(給与所得者の方には勤務先を通じて「市・府民税特別徴収税額」の決定通知書を送付しています。)

◎相談窓口
6月30日(水)まで区役所に市民税臨時窓口を開設していますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、**課税内容についてのお問合せは、まずは電話でお願いします。**

※納税通知書の発送後でも、申告書の提出時期や調査などの状況により翌月以降、新たに納税通知書を発送したり、税額の変更など(税額変更通知書)を発送をさせていただくことがあります。
※3月16日(火)以降に申告された場合は、納税通知書が発送されていないか、発送された納税通知書に申告の内容が反映されていないことがあります。

◎ 市税事務所市民税第四担当
(☎746・5872)

下京マモル君からのお知らせ
～文化財を火災から守ろう～

市では、年に2回、昭和24年1月の法隆寺金堂火災を受けた全国一斉の「文化財防火デー」を中心とした「文化財防火運動」と昭和25年7月の鹿苑寺金閣火災を受けた市独自の「夏の文化財防火運動」を実施しています。

7月12日(月)から18日(日)までの「夏の文化財防火運動」期間中、下京消防署では、文化財建造物において防火の検査を行ったり、地域の皆さんと消防団員・消防署員が合同で訓練を行うなど、さまざまな防火啓発行事を行う予定です。

記憶に新しいところでは、パリのノートルダム大聖堂火災、沖縄の首里城火災が発生し、唯一無二の歴史的価値のある建物が焼失しています。

お住まいの近くの文化財について、家族や隣近所と話をするなど、区民の皆さんにも文化財の防火意識を一層高めていただき、区内に数多くある貴重な文化財を火災から一緒に守っていきましょう。

◎ 下京消防署(☎361・4411)

ひとり親家庭への支援を拡充

左記の事業により補助を受ける方で、准看護師養成機関を修了する方が、引き続き看護師の資格取得のため養成機関で修業する場合や、4年以上の課程の履修が必要な養成機関で修業する場合、支給期間が3年から4年に拡充されました。

① 自立支援教育訓練給付金事業
ひとり親家庭の親で、厚生労働大臣指定の教育訓練講座を受講する場合に、受講費用の最大60%を支給する事業

② 高等職業訓練促進給付金等事業
ひとり親家庭の親で、生活の安定に資する資格取得のため、1年以上のカリキュラムを修業する場合に、給付金を支給する事業

子どもはぐくみ子育て推進担当(☎371・7218)

↑事業の詳細はこちら